



平成31年度(令和元年度)の多面的機能支払交付金に係る定期総会は「新型コロナウイルス感染症拡大防止」の観点から中止になりました。

(今年度に限り議案書の配布・回覧をもって総会開催と見なすことができることから、3/25日議案書を配布しました。)

一方「中山間地域等直接支払交付金制度」の第4期対策は、3月末で終了しました。令和2年度から第5期対策が開始されます。

3/15日、本制度を継続するかどうかの話し合いが行われましたが、引き続き現体制で5年間継続することになりました。



3/15 質割 (年度総会)

中山間地域等直接支払交付金 第5期対策(令和2年度～令和6年度)

中山間地域等直接支払制度とは
農業生産条件の不利益な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

こんな活動をすれば交付を受けられます

協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動を継続するための活動」のみの場合には交付単価の8割、①に加えて②の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合には交付単価の10割を交付します。

①農業生産活動を継続するための活動:基礎単価(単価の8割を交付)

- ・農業生産活動等
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動(泥上げ、草刈り等)
- ・多面的機能を増進する活動
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

※交付単価8割=8,000円×0.8=6,400円

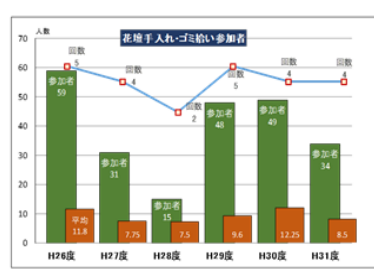
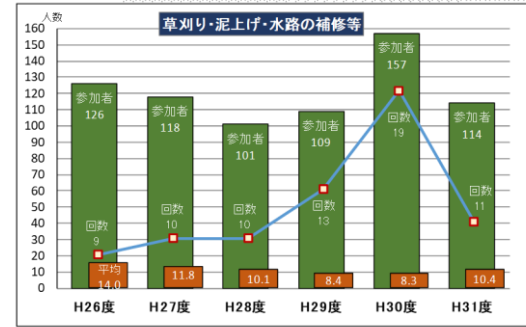
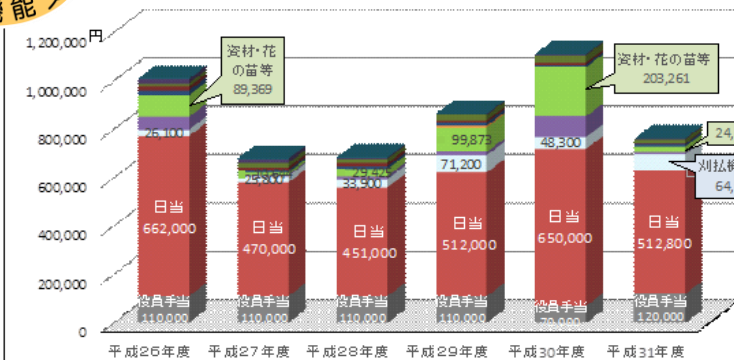
| 地目 | 区分 | 交付単価(円/10a) |
|----|--------------|-------------|
| 田 | 急傾斜(1/20以上) | 21,000 |
| | 緩傾斜(1/100以上) | 8,000 |
| 畑 | 急傾斜(15°以上) | 11,500 |
| | 緩傾斜(8°以上) | 3,500 |

(農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課)



平成31年度活動実績

項目別支出推移



| 月/日 | H31年度 活動内容 | 参加者 |
|-------|--------------------|-----|
| 4/7 | 花壇の手入れ・花植え | 11 |
| 4/20 | 農用地・施設点検・機能診断(役員会) | 7 |
| 4/21 | 農道・水路の草刈り及び泥上げ | 11 |
| 4/28 | 農道・水路の草刈り | 15 |
| 4/29 | 水路の草刈り及び泥上げ | 9 |
| 5/19 | 農道・ため池の草刈り | 10 |
| 6/18 | 花壇の手入れ・花植え | 9 |
| 7/7 | 農道・水路の草刈り | 11 |
| 7/24 | 獣害防護柵設置作業 | 10 |
| 8/3 | 農道・水路の草刈り | 10 |
| 8/4 | 花壇の手入れ・草取り | 7 |
| 8/25 | 農道・水路の草刈り | 8 |
| 9/1 | 農道・水路の草刈り | 11 |
| 9/15 | 獣害防護柵補修作業 | 8 |
| 10/20 | ため池の草刈り | 11 |
| 12/8 | 花壇の手入れ・花植え | 7 |
| 3/15 | 役員会 | 7 |
| 17回 | <参加者延べ合計> | 162 |





高めよう 地域協働の力!



4/29 下井手用水路泥上げ作業



4/21 中井手用水路泥上げ作業



5/19 ため池草刈り



7/7 草刈り作業



8/3 草刈り



9/15 防護柵補修作業



8/25 草刈り



8/4 花壇草取り



6/18 花植え

中山間事業



7/24 獣害防護柵作業



墓田〜獣害防護柵設置